平成２２年（フ）第６８２号
広島市安佐北区三入６丁目28番12―103号
債務者　植野　博司
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩西　廣典
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月10日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６７号
北海道登別市登別温泉町154　白樺寮、住民票上の住所札幌市西区西野７条８丁目11番16号　サンシャイン78Ⅱ―101号
債務者　小刀根多惠子
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高村　真人
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第４０号
秋田県横手市平鹿町醍醐字四ツ屋５番地４
債務者　柴田　克郎
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２２年（フ）第５６号
秋田県湯沢市三梨町字飯田捨下320番地
債務者　佐々木宏美
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２２年（フ）第２１３号
北海道北斗市本町２丁目３番13号
債務者　森澤　照夫
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第２４１号
函館市美原２丁目24番２号
債務者　高田　寛之
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第１４１号
群馬県太田市浜町20番18―Ａ101号
債務者　鈴木　信之
1　決定年月日時　平成22年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第８６号
岐阜県揖斐郡大野町大字相羽1493番地３
債務者　細野新之助
1　決定年月日時　平成22年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第１９１号
奈良県葛城市北花内180番地４
債務者　上戸　貴広
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第１９６号
奈良県橿原市東坊城町693番地　マンション米昌205
債務者　森川　達也
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第１９７号
奈良県橿原市東坊城町693番地　マンション米昌205
債務者　森川　睦弥
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第２１０号
奈良県磯城郡川西町大字下永672番地の５
債務者　山下　博史
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第４３号
和歌山県田辺市中芳養1923番地の４
債務者　幡山　眞弓
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２２年（フ）第１１２４号
愛知県春日井市篠木町６丁目2455番地１　プチハイムシノギ103号
債務者　蒔崎　治彦
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１３１４号
名古屋市南区氷室町19番４―812号　氷室荘
債務者　平戸まさ子
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１３５７号
愛知県春日井市東野町３丁目４番地８　エステート884―203号
債務者　杉浦　忠徳
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１４２７号
愛知県知多郡武豊町字土穴24番地１　コーポ杉江102号
債務者　山本　敬夫
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部